


使用前検査変更申請書

廃炉発官R3第101号  
令和3年9月27日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

令和3年9月6日付け廃炉発官R3第81号をもって申請した  
3号機原子炉格納容器内取水設備に係る使用前検査申請書の  
記載事項を変更したので、東京電力株式会社福島第一原子力  
発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する  
規則第19条第3項の規定により、次のとおり変更内容を説明  
する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 3号機原子炉格納容器内取水設備 取水ポンプ（完成品）2台 主配管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系配管(A)から移送先切換弁（3号機原子炉建屋地下／滞留水移送装置）まで（鋼管）（ポリエチレン管）（耐圧ホース）</li> <li>・移送先切換弁（3号機原子炉建屋地下）から3号機原子炉建屋地下まで（鋼管）（ポリエチレン管）</li> <li>・移送先切換弁（滞留水移送装置）から滞留水移送装置まで（鋼管）（ポリエチレン管）</li> </ul> <p>※ 実施計画Ⅱ.2.49.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和3年7月27日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和3年10月11日 至 令和4年4月8日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年5月13日

注) 下線は、変更箇所を示す。

変更事由

・使用前検査対象の適正化のため「申請に係る発電用原子炉施設の概要」を変更する。

## 工事の工程に関する説明書

項目	年月		令和3年				令和4年				
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
原子炉格納容器内取水設備		▼									

— : 工事期間    ☆ : 使用前検査    △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

3号機 原子炉建屋内

: 管理対象区域

3号機 廃棄物処理建屋内

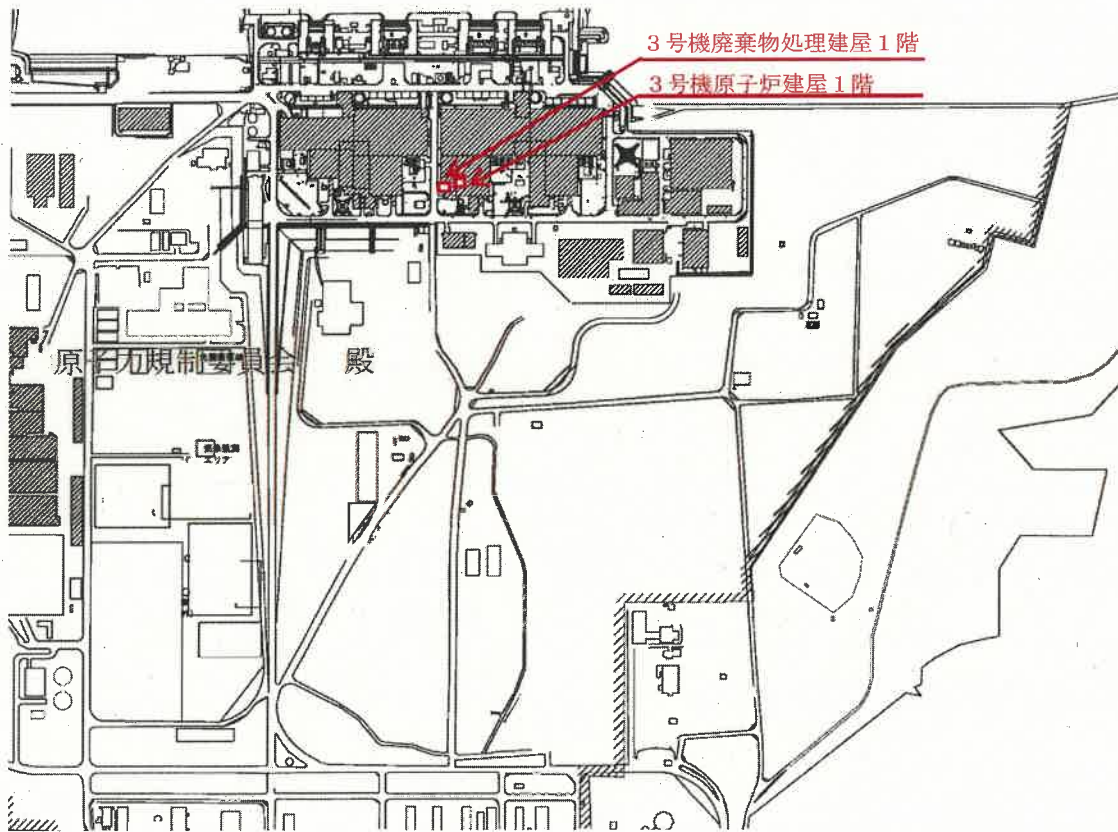
: 管理対象区域

別添－ 1 : 検査場所図


別添－ 2 : 検査範囲図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

